

議第六一号

奈良県議会議事委員会条例の一部を改正する条例

奈良県議会議事委員会条例（昭和三十一年八月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「福祉医療部」を「福祉保険部」に改め、「水道局」を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

理 由

県に置く部の変更及び水道局の廃止に伴い、常任委員会の所管事項について、所要の改正をしようとするものである。